



平成 25 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名	日本ゼオン株式会社
代表者名	取締役社長 古河 直純 (コード番号 : 4205、東証 1 部)
問合せ先	取締役常務執行役員 南 忠幸 (TEL. 03-3216-2747)

会 社 名	株式会社トウペ
代表者名	代表取締役社長 塩飽 博以 (コード : 4614、東証・大証第 1 部)
問合せ先	取締役管理本部長 森下 邦彦 (TEL. 072-243-6411)

日本ゼオン株式会社による株式会社トウペの株式交換による完全子会社化に関するお知らせ

日本ゼオン株式会社（以下「日本ゼオン」といいます。）と株式会社トウペ（以下「トウペ」といいます。）は、本日開催の両社の取締役会において、日本ゼオンがトウペを完全子会社化するための株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、株式交換契約を締結いたしましたのでお知らせいたします。

本株式交換については、平成 25 年 6 月 25 日に開催予定のトウペの定時株主総会において承認を受けたうえ、平成 25 年 8 月 1 日を本株式交換の効力発生日とする予定です。また、完全親会社となる日本ゼオンにおいては、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、簡易株式交換の手続により株主総会の承認を受けずに本株式交換を行う予定です。なお、トウペ株式は、本株式交換の効力発生日（平成 25 年 8 月 1 日）に先立ち、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）において平成 25 年 7 月 29 日付で上場廃止（最終売買日は平成 25 年 7 月 26 日）となる予定です。

注）東京証券取引所と株式会社大阪証券取引所は、平成 25 年 7 月 16 日付で、東京証券取引所に現物市場を統合する予定である旨を、同年 1 月 30 日に発表しています。

1. 本株式交換による完全子会社化の目的

日本ゼオンによる平成 25 年 2 月 6 日付「株式会社トウペ株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（以下「公開買付けの開始に関するお知らせ」といいます。）でご案内いたしましたとおり、日本ゼオンは、トウペの完全子会社化を目指して、平成 25 年 2 月 7 日から平成 25 年 3 月 21 日まで、トウペ株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施いたしました。本公開買付けの結果、本日現在、日本ゼオンはトウペ株式を 27,243,900 株（発行済株式総数に対する所有割合 87.88%（小数点以下第三位四捨五入））所有しております。

公開買付けの開始に関するお知らせ及び平成 25 年 3 月 22 日付で日本ゼオンが発表した「株式会社トウペ株式に対する公開買付けの結果及び子会社の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、この度、本株式交換を実施することにより、トウペを日本ゼオンの完全子会社とすることにいたしました。

日本ゼオンによるトウペの完全子会社化の目的につきましては公開買付けの開始に関するお知らせ等においてご説明しておりますが、具体的な内容については以下のとおりです。

日本ゼオンは、中期経営計画「S Z – 20（エスゼット20）」に基づき、「『2020年のありたい姿』－化学の力で未来を今日にするZ EON－」の実現のため、全社事業戦略として「エラストマー素材事業と高機能材料事業のそれぞれの強みを磨き上げ、両輪でグローバルに事業を拡大する」こと、及び「2020年のあるべき姿を実現する企業風土を『見える化』をベースに育成する」ことの2点を基本方針として様々な諸課題を取り組んでおります。そのうち具体的には、エラストマー素材事業においては、日本ゼオンが最も得意とする特殊ゴム事業の拡大により、多くの需要家の皆様における様々な技術革新に対応し、多くの需要家の皆様のご期待に応える施策を取り続けております。特殊ゴムの用途は自動車用途を始め、世の中に必要不可欠な素材と位置付けられておりますところから、日本ゼオンといったしましては、常に需要家の皆様に高性能、高品質な素材製品を安定的にお届けすることこそ、日本ゼオンに課せられた使命と考えております。

一方、トウペは、塗料メーカーとして長年蓄積してきた技術力をフルに活かし、塗料ニーズの高機能化、商品価値向上の要求、環境配慮型塗料開発等の要求に積極的に対応しているほか、グローバルな視点から新しいテクノロジーの開発に努力しております。また、次世代の産業構造に対応すべく、塗料部門のみならず、アクリルゴムを主力商品とする化成品部門の充実により、自動車産業等へのさらなる展開も図り、塗料と化成品を事業の両輪として付加価値を高めたビジネス展開を図っております。

日本ゼオンにおけるエラストマー素材事業とトウペにおける化成品事業については、同一製品の製造販売を行っていることから、日本ゼオン及びトウペが、アクリルエマルジョン等の製造販売者として、原材料の調達、製造、需要家の皆様への製商品提供等及びロジスティック分野等において、両社が保有する経営資源を相互に有効的に活用することが可能であり、両社が独自に製造している製品を効率的に供給することで、今後旺盛なアクリルゴムの需要に応えることができるものと判断し、日本ゼオンがトウペを完全子会社化し、日本ゼオンのエラストマー素材事業とトウペの化成品事業を一体として事業展開することは、日本ゼオン及びトウペの企業価値向上に資するものと考えるに至りました。また、こうした製品供給の効率化を行う一方、日本ゼオン及びトウペがそれぞれ国内に1か所ずつ有している生産拠点（日本ゼオンは神奈川県川崎市、トウペは岡山県倉敷市）を併存させることにより、今後旺盛な需要が見込まれる特殊ゴムにおいて、需要家の皆様におかれての生産数量増産要請に応え、かつ、自動車重要保安部品として多く採用される特殊ゴムの安定供給、所謂B C P（事業継続計画）のご要請にも応えうるものと考えております。

日本ゼオンの主力事業であり、自動車等の高性能化に伴い、重要保安部品としてますます重要性の高まっている特殊ゴム（中でもアクリルゴム）を中心としたエラストマー素材事業の更なる強化は、付加価値の高い新製品の開発と事業拡大に取り組んできた日本ゼオンにおいて長い間一貫した考え方であり、今後も継続されるべき基本的な考え方となっております。また、日本ゼオンのエラストマー素材事業をトウペの化成品事業と一緒に事業展開するに際しては、日本ゼオン及びトウペの間の密接な連携が必要となり、トウペを日本ゼオンの完全子会社とし、短期的な業績変動に過度に捉われず、中長期的な視点に立ち、トウペが上場会社であることに伴う各種の制約に捉われることなく、日本ゼオングループの一員として、日本ゼオンと一緒に事業展開していくことが、最も有効かつ適切であると考えました。

トウペとしては、トウペが日本ゼオンの完全子会社となることにより、①塗料事業においては、原材料購入面でのメリット、日本ゼオングループでの販売拡大等の実現のほか、トウペ及び日本ゼオンが、それぞれ長年培ってきた技術、特に樹脂関係の技術を融合されることにより、塗料に関わる独自の樹脂の開発が可能となることから、新たな分野への展開が期待され、塗料事業の強化、拡大につながること、②化成品事業においては、日本ゼオンのエラストマー素材事業と同一製品の製造販売をトウペが行っていることから、両社の経営資源の有効活用や特徴ある製品を効率的に供給することで、今後旺盛なアクリルゴムの需要に応えることができるものと期待されることを踏まえ、日本ゼオンによるトウペの完全子会社化は、トウペの中長期的な企業価値向上に資するものと判断するに至りました。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

取締役会決議日（両社）	平成25年5月9日（木）
契約締結日（両社）	平成25年5月9日（木）

定時株主総会（トウペ）	平成25年6月25日（火）（予定）
最終売買日（トウペ）	平成25年7月26日（金）（予定）
上場廃止日（トウペ）	平成25年7月29日（月）（予定）
株式交換の予定日（効力発生日）	平成25年8月1日（木）（予定）

注1) 本株式交換は、会社法第796条第3項の規定に基づき、完全親会社となる日本ゼオンにおいては簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を得ずに行う予定です。

注2) トウペ株式は、本株式交換に伴い、平成25年7月29日をもって上場廃止となる予定です。

(2) 本株式交換の方式

日本ゼオンを完全親会社、トウペを完全子会社とする株式交換となります。本株式交換は、会社法第796条第3項の規定に基づき、完全親会社となる日本ゼオンにおいては簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに、完全子会社となるトウペにおいては定時株主総会における承認を受けたうえで、平成25年8月1日を効力発生日とする予定です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

	日本ゼオン (株式交換完全親会社)	トウペ (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当ての内容	1	0.1236
本株式交換により 交付する株式数	普通株式：440,816（予定）	

注1) 株式の割当比率

トウペ株式1株に対して、日本ゼオン株式0.1236株を割当て交付いたします。ただし、日本ゼオンが所有するトウペ株式27,243,900株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

注2) 本株式交換により交付する日本ゼオンの株式数

日本ゼオンは、その所有する自己株式440,816株を本株式交換による株式の割当てに充当する予定です。なお、交付する株式の数は、トウペが単元未満株主の単元未満株式買取請求や反対株主の株式買取請求等の適法な事由によって取得することとなる自己株式の消却等の理由により、今後修正される可能性があります。なお、トウペは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、当該効力発生の直前において有するすべての自己株式を消却する予定です。

注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、日本ゼオンの単元未満株式のみを所有する株主が新たに生じることが見込まれます。単元未満株式は金融商品取引所市場において売却することはできません。単元未満株式を所有することとなる株主の皆様においては、日本ゼオンの株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

1. 単元未満株式の買取制度

会社法第192条第1項の規定に基づき、単元未満株式を所有する株主の皆様が日本ゼオンに対し、所有されている単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

2. 単元未満株式の買増制度

会社法第194条第1項の規定に基づき、単元未満株式を所有する株主の皆様が日本ゼオンに対し、所有されている単元未満株式と併せて1単元となる数の単元未満株式の買増しを請求することができる制度です。

注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、日本ゼオンの1株に満たない端数の交付を受けることとなる株主の皆様においては、会社法第234条の規定に基づき、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数

がある場合は切り捨てるものとします。)に相当する日本ゼオンの株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様に交付いたします。

- (4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い
トウペは、新株予約権及び新株予約権付社債をいずれも発行しておりません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 算定の基礎

上記2.(3)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式の割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）については、その公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、日本ゼオンはみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、トウペは野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関として選定いたしました。

みずほ証券は、日本ゼオンについては市場株価基準法を採用し、また、トウペについては本公開買付けにおける公開買付価格を算定した時点以後本日までの間において株式価値に重要な影響を与える事象は発生していないことから、本公開買付けにおける公開買付価格をその株式価値として採用して算定を行いました。市場株価基準法では、平成25年5月8日を評価基準日として、東京証券取引所市場第一部における日本ゼオンの普通株式の基準日終値、平成25年4月9日から基準日までの1ヶ月間の終値の単純平均値並びに平成25年2月12日から基準日までの3ヶ月間の終値の単純平均値を採用しました。なお、日本ゼオン株式1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定法による株式交換比率の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の評価レンジ
市場株価基準法	0.1178～0.1293

みずほ証券は、本株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等がすべて正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないことを前提としています。また、両社及びその子会社・関連会社の資産・負債（偶発債務を含みます。）について、独自に評価又は査定を行っておらず、また、偶発債務・簿外債務についてはその基礎となる事実に不確定要素がある限り検証の基礎としないことを前提としています。みずほ証券による算定は平成25年5月8日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、両社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両社の経営陣により当該時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

一方、野村證券は、日本ゼオンについては、日本ゼオンが金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（諸条件を勘案し、算定基準日である平成25年5月8日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における日本ゼオン株式の基準日の終値、平成25年4月30日から基準日までの直近5営業日の終値の平均値、平成25年4月9日から基準日までの直近1ヶ月間の終値の平均値及び平成25年2月12日から基準日までの直近3ヶ月間の終値の平均値）を採用して算定を行いました。また、トウペについては、トウペが金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（諸条件を勘案し、算定基準日である平成25年5月8日を基準日として、東京証券取引所市場第一部におけるトウペ株式の基準日の終値、平成25年4月30日から基準日までの直近5営業日の終値の平均値、平成25年4月9日から基準日までの直近1ヶ月間の終値の平均値及び平成25年2月12日から基準日までの直近3ヶ月間の終値の平均値）を、また、トウペには比較可能な上場類似

会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカウンティング・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を、それぞれ採用して算定を行いました。

日本ゼオン株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の評価レンジ
市場株価平均法	0.1178～0.1282
類似会社比較法	0.0496～0.0528
DCF法	0.0269～0.1376

野村證券は、本株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。また、トウペの財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、上記DCF法の算定の基礎となるトウペの事業計画では、外部環境の好転及び事業ポートフォリオの見直しによる売上高の増加や継続的なコスト削減を主要因として、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれています。

（2）算定の経緯

両社は、それぞれ第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に慎重に検討し、また、本公開買付けの諸条件及び結果並びに日本ゼオン株式の市場株価水準その他の諸要因を勘案した上で、トウペ株式の評価については、公開買付けの開始に関するお知らせ等に記載のとおり、本公開買付けにおける公開買付価格と同一の価格を用いて両社間で交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、両社は、トウペ株式の評価について本公開買付けにおける公開買付価格と同一の価格を用いた本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換を行うことについて、平成25年5月9日に開催された両社の取締役会において承認の上、同日両社間で株式交換契約を締結いたしました。

なお、上記の第三者算定機関が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

また、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

（3）算定機関との関係

日本ゼオンの第三者算定機関であるみずほ証券及びトウペの第三者算定機関である野村證券は、いずれも両社から独立しており、両社の関連当事者には該当せず、重要な利害関係はありません。

（4）上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換の結果、効力発生日である平成25年8月1日をもって、トウペは日本ゼオンの完全子会社となり、トウペ株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て平成25年7月29日に上場廃止（最終売買日は平成25年7月26日）となる予定です。上場廃止後は、東京証券取引所においてトウペ株式を取引することはできません。

トウペ株式が上場廃止となった後も、本株式交換によりトウペの株主の皆様に割当てられる日本ゼオン株式は、東京証券取引所に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であることから、トウペ株式を8,091株以上所有し、本株式交換により日本ゼオンの単元株式

数である 1,000 株以上の日本ゼオンの株式の割当てを受けるトウペの株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、8,091株未満のトウペ株式を所有するトウペの株主の皆様には、本株式交換により日本ゼオンの単元株式数である1,000株に満たない日本ゼオンの株式が割当てられます。これらの単元未満株式については、上記金融商品取引所市場において売却することはできませんが、株主の皆様のご希望により、単元未満株式の買増制度又は単元未満株式の買取制度をご利用いただくことが可能です。かかる取扱いの詳細については、上記 2. (3) 「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の単元未満株式の取扱いをご参照ください。

また、本株式交換に伴い割当てを受ける日本ゼオンの株式の数に 1 株に満たない端数が生じる場合の取扱いの詳細については、上記 2. (3) 「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の 1 株に満たない端数の取扱いをご参照ください。なお、トウペの株主の皆様は、最終売買日である平成25年 7 月 26 日までは、東京証券取引所において、その所有するトウペ株式を従来どおり取引することができます。

(5) 公正性を担保するための措置

本株式交換の検討にあたっては、日本ゼオンがトウペの発行済株式総数の 87.88%（小数点以下第三位四捨五入）を所有していることから、株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、両社はそれぞれ別の第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として交渉・協議を行ったうえで、その結果合意された株式交換比率により本株式交換を行うことを、それぞれの取締役会において決議いたしました。

なお、両社は、共に第三者算定機関より株式交換比率の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(6) 利益相反を回避するための措置

トウペは、同社取締役会における意思決定の公正性及び適正性を担保するため、トウペ及び日本ゼオンから独立したリーガル・アドバイザーとして弁護士法人大江橋法律事務所（以下「大江橋法律事務所」といいます。）を選任し、同社取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けております。

また、トウペは、意思決定の恣意性を排除し、トウペの意思決定過程の公正性、透明性及び客觀性を確保することを目的として、トウペ及び日本ゼオンと利害関係のない外部の有識者である新川大祐氏（税理士、公認会計士、北斗税理士法人）及び高橋明人氏（弁護士、高橋・片山法律事務所）に対し、本公開買付け及び本株式交換からなる一連の取引（以下「本取引」といいます。）に関する検討を依頼しました。新川大祐氏及び高橋明人氏は慎重に検討を重ねた結果、意見書作成時点で新川大祐氏及び高橋明人氏が得ている情報の範囲内では、トウペが日本ゼオンの完全子会社となる本取引に係るトウペの意思決定は、トウペの少数株主にとって特段不利益であるとは考えられないとする内容の意見書を、平成 25 年 2 月 6 日にトウペに対し提出いたしました。なお、本株式交換比率は、本公開買付けにおける公開買付価格と同一の価格を用いて算定しております。

トウペは、野村證券から提出を受けた株式交換比率に関する算定結果、大江橋法律事務所から得た法的助言、新川大祐氏及び高橋明人氏による意見書その他の関連資料を踏まえ、本株式交換に関する諸条件について慎重に協議、検討した結果、本株式交換がトウペの中長期的な企業価値向上の観点から有益であり、本株式交換比率及び本株式交換に係る諸条件は妥当であると判断し、本日開催の取締役会において、トウペ取締役全員の一一致で、本株式交換を承認する旨の決議をいたしました。

また、本株式交換に係る議案の審議及び決議がなされた上記のトウペの取締役会においては、監査役全員の一一致で、トウペの取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見が述べられております。

4. 本株式交換の当事会社の概要（平成 25 年 3 月 31 日現在）

	日本ゼオン（連結） 株式交換完全親会社	トウペ（連結） 株式交換完全子会社
(1) 名 称	日本ゼオン株式会社	株式会社トウペ
(2) 所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 2 号	大阪府堺市西区築港新町一丁 5 番地 11
(3) 代表者の役職・氏名	取締役社長 古河 直純	代表取締役社長 塩飽 博以
(4) 事 業 内 容	合成ゴム等の化学工業製品の製造、加工及び売買 他	塗料・化成品の製造及び販売、塗料の工事施工等関連業務
(5) 資 本 金	24,211 百万円	2,309 百万円
(6) 設 立 年 月 日	昭和 25 年 4 月 12 日	大正 8 年 10 月 15 日
(7) 発 行 済 株 式 数	242,075,556 株	31,000,000 株
(8) 決 算 期	3 月 31 日	3 月 31 日
(9) 従業員数（連結）	3,163 名	403 名
(10) 主 要 取 引 先	国内外の企業等	丸紅テクノラバー株式会社 富士化学塗料株式会社
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社みずほコーポレート銀行	株式会社みずほコーポレート銀行 三井住友信託銀行株式会社
(12) 大株主及び持株比率	横浜ゴム株式会社	8.31% 日本ゼオン株式会社 87.88%
	日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信 託口）	6.75% 株式会社アイピー21 0.96%
	日本トラスティ・サー ビス信託銀行株式会社 (信託口)	6.29% UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバ ンク銀行株式会社) 0.76%
	日本ゼオン株式会社	4.50% 株式会社トウペ 0.61%
	朝日生命保険相互会社 (常任代理人 資産管 理サービス信託銀行株 式会社)	4.41% 浅井物産株式会社 0.32%
(13) 当事会社間の関係		
資 本 関 係	日本ゼオンは、トウペの普通株式 27,243,900 株（平成 25 年 3 月 31 日現在のトウペの発行済株式総数である 31,000,000 株から、同日現在においてトウペが所有する自己株式数 189,630 株を控除した数である 30,810,370 株に対する所有株式数の割合：88.42%（小数点以下第三位四捨五入））を所有しております。	
人 的 関 係	該当事項はありません。	
取 引 関 係	日本ゼオンは、トウペへ商品の販売、資金の貸付及びトウペの銀行借入の一部に債務保証を行っております。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	トウペは、日本ゼオンの連結子会社であり、日本ゼオンの関連当事者に該当します。	
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態		
決算期	日本ゼオン（連結）	トウペ（連結）

保することを目的として、トウペ及び日本ゼオンと利害関係のない外部の有識者である新川大祐氏及び高橋明人氏に対し、本取引に関する検討を依頼しました。新川大祐氏及び高橋明人氏は慎重に検討を重ねた結果、意見書作成時点で新川大祐氏及び高橋明人氏が得ている情報の範囲内では、トウペが日本ゼオンの完全子会社となる本取引に係るトウペの意思決定は、トウペの少数株主にとって特段不利益であるとは考えられないとする内容の意見書を、平成 25 年 2 月 6 日にトウペに対し提出いたしました。なお、本株式交換比率は、本公開買付けにおける公開買付価格と同一の価格を用いて算定しております。

以上

(参考)

日本ゼオンの当期連結業績予想（平成 25 年 5 月 9 日公表分）及び前期連結実績

(単位：百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期業績予想 (平成 26 年 3 月期)	290,000	27,000	27,000	17,000
前期実績 (平成 25 年 3 月期)	250,763	23,696	25,212	14,750

トウペの前期連結実績

(単位：百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
前期実績 (平成 25 年 3 月期)	15,131	219	132	70

トウペにつきましては、平成 25 年 7 月 29 日付で上場廃止となる予定のため、平成 26 年 3 月期の業績予想は発表しておりません。